

# 鹿部町新型コロナウイルス感染症対策商品券 配布事業の実施について

町では、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染リスクの高い児童及び高齢者の皆さんの感染リスクを軽減する感染予防対策用品（マスクや手指消毒液など）の購入に役立てていただくため、鹿部町商品券を配布します。



## 1 事業の実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

## 2 商品券配布対象者

- (1) 令和2年12月1日現在で本町の住民基本台帳に記録されている18歳以下の児童
- (2) 令和2年12月1日現在で本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者

## 3 配布する商品券の額

商品券配布対象者1人につき2,000円

## 4 配布方法

令和3年1月中旬頃に商品券配布対象者の属する世帯の世帯主に簡易書留郵便で郵送します。  
 ※令和2年12月1日以降に出生した商品券配布対象者（児童）にも、出生届受理後、順次発送します。  
 ※令和3年3月31日までに満65歳になられた商品券配布対象者（高齢者）にも、年齢到達日の翌日以降に順次発送します。

※お問い合わせ先 役場保健福祉課（TEL：7-5291）

## ～町政について

一緒に語らいましょう～

## 語らい町長室

開かれた身近な町政づくりを進めるため、町民皆さんの声に耳を傾け、対話を深めることを目的に、町長室を開放しています。令和3年1月の開放日時をお知らせしますので、お越しになる方は事前に申込みください。

なお、開放日に限らず、公務などが入っていない日も開放していますので、お気軽にお問い合わせください。

■令和3年1月の開放予定日 1月20日（水）午前9時から午後7時まで

※お問い合わせ先 役場総務・防災課（TEL：7-2111）

## 【11月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 80.36 t  
 （昨年度同月回収量78.02 t 約3.0%増）  
 内訳 焼却処分 60.56 t  
 リサイクル 16.25 t  
 埋立処分 3.55 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

## 不法投棄等防止のため監視カメラを設置しています！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科に処せられます。